

第4期

「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」スタート

新たな計画の策定

町では、平成18年3月に第3期の「幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者の保健福祉事業と介護保険事業に取り組んできました。

介護保険制度は、市町村が3年を1期として策定する『介護保険事業計画』にそって運営され、平成20年度は見直しの年にあたりました。また、『高齢者保健福祉計画』は介護保険事業以外の保健福祉施策全般にわたる計画であり、両計画の整合性を図り連携して事業を推進する必要がありますことから、両計画の計画期間を平成21年度から平成23年度までとし、計画策定委員会でご審議をいただき『第4期 幌延町介護

保険事業計画・高齢者保健福祉計画』を策定しました。

高齢者をはじめ、すべての町民が住み慣れた幌延町で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、この計画の基本理念を『健やかに安心して暮らせるまちづくり』とし、次の5点を基本目標にして計画を推進していきます。

- ① 保健事業と医療体制の確保
- ② 地域福祉活動の推進
- ③ 高齢化に対応したまちづくり
- ④ 介護保険事業の推進
- ⑤ 高齢者福祉施設の整備

介護保険料の改定

介護保険事業計画には、今後3年間の介護サービスを安心して受けるのに

必要なサービス量などを見込み、65才以上の第1号被保険者の介護保険料を推計しております。この推計を基に設定しました介護保険料が、今年3月の町議会で議決されました。

平成21年4月1日から

の介護保険料は次の表のとおりです。また、住民税課税世帯であるが本人は住民税非課税の方で、前年の収入額が一定額以下の方に對する負担軽減措置として、特例第4段階を設けました。更には、介護従事者の処遇改善を

目的とした介護報酬のプ
ラス改定に伴う保険料の
急激な上昇を抑えるため
に平成21年度・22年度に
ついては、国が一部を段
階的に負担することとさ
れ、第1号被保険者の負
担が軽減されます。

■介護保険料と算定に関する基準

(基準額:第4段階)

段階	対象者	保 険 料		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で世帯員が住民税非課税の方	基準額×0.50 【年額】 28,800円	基準額×0.50 【年額】 29,200円	基準額×0.50 【年額】 29,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で前年の合計所得と課税年金の合計が80万円以下の方	基準額×0.50 【年額】 28,800円	基準額×0.50 【年額】 29,200円	基準額×0.50 【年額】 29,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	基準額×0.75 【年額】 43,300円	基準額×0.75 【年額】 43,800円	基準額×0.75 【年額】 44,400円
特例第4段階	住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税の方で、前年の合計所得と課税年金の合計が80万円以下の方	基準額×0.83 【年額】 47,900円	基準額×0.83 【年額】 48,500円	基準額×0.83 【年額】 49,200円
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税の方で、特例第4段階に該当しない方	基準額×1.00 【年額】 57,700円	基準額×1.00 【年額】 58,500円	基準額×1.00 【年額】 59,200円
第5段階	本人が住民税課税で、合計所得200万円未満の方	基準額×1.25 【年額】 72,200円	基準額×1.25 【年額】 73,100円	基準額×1.25 【年額】 74,100円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得200万円以上の方	基準額×1.50 【年額】 86,600円	基準額×1.50 【年額】 87,700円	基準額×1.50 【年額】 88,900円